

## 分野別専門部会等総会

### ●（社）全国経理教育協会通常総会

5月28日、東京ガーデンパレスを会場として、（社）全国経理学校協会第65回通常総会が開催された。

【第1号議案】平成19年度事業報告

【第2号議案】平成19年度収支決算・平成19年度監査報告

### ●第19回全国専門学校日本語教育協会

7月23日に協会事務局会議室にて、第19回全国専門学校日本語教育協会の定例総会が開催された。早原副会長のあいさつに続き、各委員会より事業報告として、総務委員会からは主に新規会員校加入促進活動、教育研究委員会からは全国専門学校日本語学習外国人留学生日本語弁論大会の実施について、学生対策委員会からは、東専各主催の「外国人留学生採用促進セミナー」への対応等について報告がなされた。

また今年度の事業計画として、専門学校留学生に関する自主規約及び入学・在籍ガイドラインの遵守徹底のための施策の実施、日本語弁論大会、入管対策、留学生の就労支援、不法滞在防止対策、国際交流セミナーの実施等の事業計画が承認された。引き続き新規会員の加入促進も行うこととなった。

### ●第63回全国私立学校審議会連合会総会

10月30日から31日、北海道・札幌市の京王プラザホテル札幌を会場に、全国私立学校審議会第63回総会が、全国から190名の参加者を得て開催された。全審連会長挨拶、来賓挨拶、事業報告、同決算報告、事業計画案、同予算案が審議され、平成20・21年度会長選出が行われ、酒井会長から近藤彰郎新会長が選出された。引き続き、専門部会の協議となり、第1専門部会は、吉田松雄部会長、栗原寛隆副部会長が進行、助言者に岡本比呂志先生、秋葉英一先生を迎え各協議事項について審議が行われた。

#### <第1専門部会（専修学校・各種学校）>

##### 1. 専修・各種学校の「施設・企業実習」の受け入れ先の確認について（関東・東京支部）

全都道府県の事前アンケート調査により、6道県において名簿等や口頭によって受け入れ先状況等の確認を行っていることが把握できた。認可要件ではないが、認可申請時において可能な限り、確認することが望ましいとの意見が出された。また、企業実習においては、学校と受け入れ企業とが事前に協議することで教育理念や目的を共有し、学生の安全を確認したうえで、学校の教育課程として実践的で有効な実習とする必要性が確認された。

#### <各専門部会共通>

##### 1. 私立学校審議会における2段階審査等の事案及びスケジュールについて（北海道・東北支部）

事前調査の結果をもって報告とした。

## 2. 学校法人が解散した場合の手続きと残余財産の取り扱いについて（関東・東京・中部支部）

事前調査の結果をもって報告とした。

## 3. 私立学校の設置認可に係る審査基準について（中国支部）

事前の調査資料とあわせて協議を行った。

### （1）校地・校舎の自己所有要件の取り扱いについて

校地・校舎の民間からの借用事例については、事前調査で 25 都府県があるとの回答があったが、あくまでも自己所有を原則としたものであり、特別な事情がある場合、教育上の支障がないことを確認し、概ね 20 年以上の賃貸借等の保証を条件とするものであった。自己所有要件の安易な規制緩和は、私立学校として信頼を脅かすものであり、慎重に扱われるべきである。しかし、一方で大学においては、すでに設置要件が緩和されていることも考慮し、専修学校としても、早急に検討・改善すべき課題との認識で一致した。

### （2）校地の飛び地の扱いについて

原則としては同一施設内としているが、やむを得ない事情がある場合、教育上の支障がないと認められる場合に限り、認めている事例もあった。

### （3）校舎の建設が遅れた場合の設置認可

概ね 90 パーセント以上の工事進捗率を確認のうえ審議会に諮問した事例があった。しかしながら、学生に不利益が生じないような観点から、それぞれの事情を精査し、慎重に扱うべきであるとの認識であった。

## 4. 私立学校の耐震化に係る助成の充実について（四国支部）

情報交換を行う趣旨から、東京都の事例が発表された。都内に所在する専修学校・各種学校については、平成 19 年度から助成対象となり、平成 20 年度は、9 月に補正予算が生まれ、①校舎等の耐震診断は、助成対象経費の 5 分の 4、②校舎等の耐震補強工事及び耐震改築工事は、助成対象経費の 3 分の 2 が助成されることとなった。ただし、東京都以外では専修学校・各種学校を対象とした耐震化に係る助成事例はなかった。

情報交換を行う趣旨であったが、国の「地震防災対策特別措置法改正の要旨」においても、また激甚法の適用についても、専修学校各種学校は除外されており、国及び道府県に対して、それぞれの団体として強く要望していくことが確認された。

## 5. 学校設置認可後の取扱いについて（長期休校への対応に関連して）（九州支部）

学校認可後の状況確認については、毎年書類調査などで行われているが、長期休校の扱いについては、多くの場合は対応方針が定まっていなかった。しかし、再開の見通しが立たない状態で放置されていることは、私学の健全な振興を図る上からも好ましい状態ではない。今後は、廃校措置の勧告など積極的に取り組むべきとの意見がなされた。なお文部科学省との協議に基づき、すでに一定の期限を設けて廃校手続きを行った事例も報告された。